

●返戻依頼を行う主な事例

(1) 今後の振込額で精算ができない例

(事例) 給付奨学金と併せて利用している第一種奨学金が遡って自宅外月額変更となった場合

- ①2023年4月から自宅月額(7,900円)振込中
- ②2023年6月中に自宅外審査が完了
- ③2023年7月の振込から2023年4月始期で自宅外月額(0円)を適用

→2023年7月以降の振込額で、振込超過額23,700円を精算できないため返戻依頼

単位(円)

振込月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実際の振込額	7,900	7,900	7,900	-	-	-
減額後の月額	0	0	0	0	0	0
振込超過額(累計)	7,900	15,800	23,700	-	-	-

4月始期に遡って貸与月額0円になった結果、自宅月額と自宅外月額の差分23,700円(7,900円×3か月)の返金が必要

(2) 更なる月額変更(減額)により精算ができない例①

(事例) 併給調整中の第一種奨学金(人的保証)の月額を遡って自宅外月額に変更し、今後の振込みで振込超過額を精算する予定だったが、支援区分見直しにより再度月額変更が生じたため精算不可となった場合

- ①2023年4月から自宅月額(23,800円)を振込中
- ②2023年8月中に自宅外審査が完了
- ③2023年9月の振込から2023年4月始期で自宅外月額(18,300円)を適用

※9月以降の振込みで精算できる見込みのため、返戻を求めず精算処理を行う。

- ④支援区分見直しにより2023年10月以降の月額が0円に変更

→2023年10月以降の振込額で、振込超過額18,300円を精算できないため返戻依頼

単位(円)

振込月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
実際の振込額	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	9,100	-
減額後の月額	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	0
振込超過額(累計)	5,500	11,000	16,500	22,000	27,500	18,300	18,300

精算方法の補足説明

- (i) 「振込超過額(累計)」(27,500円)を変更後の月額(18,300円)の倍数にするため、9月に9,100円を振り込んで一部精算
- (ii) 10月の月額が18,300円のままであれば、10月の振り込みを0円にする(18,300円を振り込まない)ことで精算完了となる予定だったが、④により10月以降の月額が0円に変更となったため、**18,300円の返戻が必要**

【注意】

機関保証選択者に返戻が必要となった場合は、機関保証料の関係上、③の月額変更月(2023年4月)に遡って振込金額全額の返戻が必要になる場合があります。

遡って全額を返戻いただいた後、改めて自宅外の金額を振り込みます。